環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令案	新旧対照表 二	目狹
○環境省組織規則(平成十三年環境省令第一号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• ⊢
○公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令(平成十三年環境省令第二号)(抄)(第二を	<u>条関係)・・</u>	• 9

改 正 紫	<b></b> 京
目次	<b>三</b> 次
第一章 内部部同	第一章 内部部同
第一節 大臣官房 (第一条— <u>第五条</u> )	第一節 大臣官房 (第一条— <u>第六条</u> )
第二節 総合環境政策局 (第六条—第十一条)	第二節 総合環境政策局(第七条—第十二条)
第三節 地球環境局 (第十二条—第十四条)	第三節 地球環境局 (第十三条—第十五条)
第四節 水・大気環境局(第十五条—第十八条)	第四節 水・大気環境局(第十六条—第十九条)
第五節 自然環境局(第十九条—第二十五条)	第五節 自然環境局 (第二十条—第二十五条)
第二章 施設等機関 (第二十六条)	第二章 施設等機関 (第二十六条)
第三章 地方支分部局 (第二十七条)	第三章 地方支分部局 (第二十七条)
第四章 原子力規制委員会 (第二十八条)	第四章 原子力規制委員会 (第二十八条)
第五章 環境省顧問 (第二十九条)	第五章 環境省顧問 (第二十九条)
<b>室</b> 圖	<u> </u>
(地方環境室及び調査官)	(
第一条 秘書課に、 <u>地方環境室及び</u> 調査官一人を置く。	第一条 秘書課に、調査官一人を置く。
2 地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。	(
地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。	
<u>一地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集</u>	
及び整理並びに相談に関する事務に関する企画及び立案に関	

やめいか。

- 3 地方環境室に、室長を置く。

(政策評価室及び広報室)

- 第二条 総務課に、政策評価室及び広報室を置く。
- ☑ 政策評価室は、炊に掲げる事務をつかさどる。
  - | 行政の考査に関すること。
- □ 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 4 政策評価室及び広報室に、室長を置く。

(証の)

(犛戡)

企画及び立案を行う。2 調査官は、秘書課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに

(環境情報室及び企画官)

第二条 総務課に、環境情報室及び企画官一人を置く。

- □ 関境情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - | 環境省の情報システムの整備及び管理に関すること。
  - | | 国立国会図書館支部環境省図書館に関すること。
  - び提供に関する事務の総括に関すること。三環境省の所掌事務に関する情報(統計を除く。)の整理及
- 3 環境情報室に、室長を置く。

(広報室及び地方環境室)

第三条 政策評価広報課に、広報室及び地方環境室を置く。

- <u>のを除く。)をつかさどる。</u> 2 広報室は、広報に関する事務(地球環境局の所掌に属するも
- 図 地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - | 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

# 第六条~第九条 (略)

第二節 総合環境政策局

4 災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室に、室長を置く。

の (器)

課の示事に属するものを徐く。)をつかさどる。

をいう。)の適正な処理に関する事務(企画課及び産業廃棄物

対策室及び浄化博推進室を置く。 2 災害廃棄物対策室は、災害廃棄物(災害により生じた廃棄物

第四条 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に、災害廃棄物

(災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室)

<u>継川</u>徐 ( )

すること。 4 広報室及び地方環境室に、室長を置く。

<u>一</u>地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集

及び整理並びに相談に関する事務に関する企画及び立案に関

(浄化槽推進室)

第五条 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に、浄化槽推進

室を置く。

(犛戡)

(器)

○ 净化槽推進室に、室長を置く。

第二節 総合環境政策局

<u> 継力徐~継十</u>徐 (路)

4

物質審査室並びに調査自)(保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学

官一人を置く。病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査第十条 環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾

ひ~の (器)

る重要事頃の調査並びに企画及び立案を行う。
「調査官は、環境保健部環境保健企画管理課の所掌事務に関す

### 

第三節 地球環境局

# <u>継十11</u>徐 ( )

理官) (市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官及び事業監

策室並びに調整官<u>及び事業監理官それぞれ</u>一人を置く。 第十三条 地球温暖化対策課に、市場メカニズム室及びフロン対

ひ~で (泰)

指導及び監督に関する重要事項を処理する。 「「事業監理官は、地球温暖化対策課の所掌事務に関する事業の 物質審査室並びに調査官)(保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学

く。 石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置第十一条 環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室、

ひ~の (器)

調査並びに企画及び立案を行う。
「調査官は、環境保健部企画課の所掌事務に関する重要事項の

#### 継十1一条 (器)

第三節 地球環境局

# 

(市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官)

策室並びに調整官一人を置く。 第十四条 地球温暖化対策課に、市場メカニズム室及びフロン対

ひ~で (器)

(権戡)

LC

無十 回 《 保 )

第四節 水・大気環境局

第五節 自然環境局

第十九条~第二十三条 (略)

(国立公園利用推進室)

# 部1十日然 (器)

- 2 国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- する事業の振興に関すること。のために行うものに係るものに限る。) 並びに自然公園に関一 国立公園の保護及び整備に関すること(地域の魅力の増進

11・11 (盤)

ග (盤)

<u>継十月殊</u> (器)

第四節 水・大気環境局

第五節 自然環境局

<u>継川十ペ~継川十百ペ</u> (器)

- 2 国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 温泉に関する事業の振興に関すること。のために行うものに係るものに限る。)並びに自然公園<u>及び</u>一 国立公園の保護及び整備に関すること(地域の魅力の増進

(器)

(傍線部分は改正部分)(全角健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令(平成十三年環境省令第二号)(抄)(第二条関係)

改 正 紫	<b></b> 市
公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省総合環境政策局	公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省総合環境政策局
環境保健部環境保健企画管理課において処理する。	環境保健部企画課において処理する。